

いしづち

愛媛労災病院広報誌第26巻第4号

（通巻第118号）

2026年10月5日発行

発行人：院長 木戸健司

理 念

当院は働く人々のために、そして
地域の人々のために信頼される
医療を目指します

基本方針

1. 地域に密着した医療の確立
2. 安全かつ良質な医療の提供
3. 勤労者医療の推進

当院では、医の倫理と病院の理念に基づいた医療を積極的に推進
していくため、患者さんの基本的な『権利と責務』を、以下のよ
うに宣言します。

【患者さんの権利】

- 1) 人としての尊厳を保ちながら、良質の医療を受ける権利
- 2) 十分な説明と情報提供を受け、自らの意思で治療法の決定
やセカンドオピニオンを希望する権利
- 3) 個人に関するプライバシーを保護される権利
- 4) 性別、年齢や障がいの状態によって差別されることなく、
診療を受けることができる権利

【患者さんの責務】

- 1) 疾病や医療を理解するよう努力する義務
- 2) 医療に積極的に取り組む義務
- 3) 快適な医療環境づくりに協力する義務



酒さと赤ら顔の治療	2
薬剤部の紹介	3
北6階病棟の紹介	3

令和8年度 高校生ふれあい看護体験	4
栄養管理部の活動紹介	4

酒さと赤ら顔の治療

皮膚科医師 岩 田 麻 里

「昔から顔が赤い」「頬や鼻の赤みがなかなか引かない」「ニキビのようなぶつぶつを繰り返す」——このような症状の原因として、「酒さ（しゅさ）」という皮膚疾患があります。

酒さは、主に頬や鼻、額など顔の中心部に赤みが続く慢性の皮膚疾患です。毛細血管が目立つ、ほてりやヒリヒリ感がある、ニキビに似た赤いぶつぶつや膿をもった発疹ができるといった症状があり、その程度には個人差があります。30～50歳代以降にみられることが多く、良くなったり悪くなったりを繰り返します。

顔の赤みを生じる疾患は酒さだけではなくありません。接触皮膚炎、脂漏性皮膚炎、尋常性ざ瘡、アトピー性皮膚炎、膠原病など多数あり、診断が難しい場合もあります。患者さんごとに、それらの疾患を鑑別しながら、赤みの原因を正しく見極めることが、その後の適切な治療につな

がります。

酒さは、紫外線、暑さや寒さなどの気温変化、飲酒、香辛料、ストレスなど、刺激によって赤みやほてりが悪化することがあります。そのため、症状を悪化させる要因をできる範囲で避けることが大切です。また、酒さの肌は刺激に敏感なことが多いため、こすらない洗顔、十分な保湿、紫外線対策など、毎日のスキンケアも重要です。当院では、正しいスキンケアの指導やドクターズコスメについてのご紹介も、ご希望に応じて行っています。

その他の治療としては、保険診療で使用できる塗り薬や飲み薬があり、特にニキビのような赤いぶつぶつや膿をもった発疹には、これらの治療によって症状の改善が期待できます。一方、保険診療だけでは「顔全体の赤み」や「目立つ毛細血管」が十分に改善しないことがあります。このような赤みに対して、自費診療で光治療器「Nordlys（ノーリス）」による治療を行っています。ノーリスはIPL（光治療）の一種で、赤みの原因となる血管に光を作用させ、顔の赤みや毛細血管の目立ちを徐々に改善する治療です。症状によっては複数回の治療が必要となります。すべての方に適しているわけではないため、診察で症状や肌の状態を確認したうえで治療方法をご提案します。

「赤ら顔の治療」というと女性をイメージされるかもしれませんが、顔の赤みを気にされて通院されている男性の患者さんもいらっしゃいます。まずは保険診療を基本としながら、必要に応じてノーリスによる光治療やスキンケアも取り入れ、それぞれの症状やご希望に合わせたよりよい治療を選択できるよう心がけています。



薬 剤 部 の 紹 介

薬剤部長 中 尾 耕 治

薬剤部は、「医薬品の適正使用のために中心的な役割を担う」を理念に掲げ、「適正な薬物療法のために、医師をはじめとする他職種に最適な医薬品情報を提供する」「薬物相互作用、副作用の防止にあらゆる知識と技術を提供する」「医薬品に関する最終責任者としての自覚を持ち行動する」の3つを基本方針とし、総勢10名で様々な業務に取り組んでいます。さらに、「明るく、

やさしく、元気よく」をモットーに、患者さんはもとより全ての医療スタッフから感謝される存在を目指しています。

医薬品は正しく使うことで初めて十分な効果が得られますが、最近の医薬品は効果の高い性質を持つ反面、十分理解して使用しないと逆効果になってしまうものが多くなっていますので注意が必要です。また、医薬品同士で効果を強めたり、弱めたり、あるいは食事の影響、健康食品やサプリメントとの併用が影響を与えることもあります。

当院で処方されたお薬について、わからないことや心配なことがありましたら、ご遠慮なく薬剤部窓口までお越しください。薬剤部スタッフが親切丁寧にご相談承ります。



北 6 階 病 棟 の 紹 介

看護師長 日 野 美 保

北6階病棟は、外科、脳神経外科、消化器内科、泌尿器科、歯科、皮膚科など多種多様な診療科の患者さんを受け入れています。更に今年度は、循環器内科の経皮的冠動脈形成術を受ける患者さんや肺動脈性肺高血圧症の治療を要する患者さんの受け入れも始めました。それにあたっては、多職種の協力も得ながら事前に勉強会を開催し、手順書を集めたファイルや、やるべきことが一目でわかるチェックリストを作成するなど、スタッフが意見を出し合い、協力しながら患者さんが安心して治療や療養生活に臨めるよう日々取り組んでいます。

また、身体的拘束最小化や終末期の看護のあり方については、倫理カンファレンスを重ね、“患者さんにとっての最善”を目指

し看護を行っています。近年、高齢の入院患者さんが増える中で、安全確保のための環境整備や退院に向けた地域との連携など、私達に求められる役割は多岐にわたります。これからも患者さんと家族に寄り添いながら、スタッフ一丸となり頑張っていきます。



令和8年度 高校生ふれあい看護体験

看護師長 平 山 由 実

7月17日（金）高校生を対象としたふれあい看護体験を実施し、新居浜市と西条市より16名の参加がありました。看護師になりたいという目標や、保健、医療、福祉に興味があるという動機での参加でした。

当院のふれあい看護体験は、実際に患者さんとふれあい、将来看護師として働く際のイメージができるように企画し取り組んでいます。病棟では、『足浴』を行ったり、ベッドサイドでコミュニケーションをとりながら、患者さんと話をする際の適切な声の大きさや、速さなどを学んでもらいました。また、自分たちがストレッチャーに乗り、担送で移動する場合の患者さんの視界や移動速度を体験してもらいました。参加者からは、「看護師になりたいので、実際に体験しながら話を聞いたり、患者さんとの接し方を知ることができ、良い経験になった」「ストレッチャーに乗って患者さんの気持ちを知ることができたので、優しく寄り添える看護師になりたい」といった感想がありました。

5年目看護師と2年目看護師を交えての交流会では、看護学生時代の実習体験や、国試対策などについて意見交換し、参加者の今後の進路や、受験勉強へのモチベーションアップにつながったと思います。

今後も、患者さんとふれあい、体験できる企画に取り組み、愛媛労災病院の医療や看護を、地域や学生の方々に発信していきたいと思っています。



栄養管理部の活動紹介

管理栄養士 高 瀬 菜 摘

令和8年5月から地域包括医療病棟が導入となり、多職種が連携して、患者さんへ、急性期治療・リハビリテーション・栄養管理を包括的に提供できるようになりました。



その中で栄養管理部としての取り組みをご紹介します。

栄養管理部では、患者さんが地域包括医療病棟へ入棟後48時間以内に対面で、入院前の食生活や、アレルギーの有無などの聞き取りを行います。聞き取り調査を行ったうえで、入院時の栄養状態を評価し栄養管理計画書を作成しています。

入院中は、患者さん一人ひとりに合わせた栄養管理を行っており、ベッドサイドへ訪問して患者さんから直接食事についてのご意見をうかがい、より食べやすい食事が提供できるように努めています。

患者さんが食事を楽しみつつ、しっかり食べられて、少しでも栄養状態の改善に繋がれるよう、これからも精進して参りたいと思います。

広報誌編集メンバー

委員長：福井副院長

委員：篠原放射線科部長、岳田看護副部長、石原看護師長、

高橋看護師長補佐、園部薬剤師、藤田作業療法士、後藤診療放射線技師、伊藤臨床検査技師、村上管理栄養士、

稲富総務課長、曾我部課員、橋口課員、佐藤課員、池上課員